



目次

規 則

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....(環境保護課)...538

告 示

- 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(児童家庭課)...543
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健薬務課)...545
- 結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)...546
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...548
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....(同)...549
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...同
- 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同
- 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...550
- 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程...(同)...同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...551
- 土地改良区の役員の退任の届出.....(同)...同
- 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...552
- 県営土地改良事業計画の変更.....(同)...553
- 林業労働力確保支援センターの指定.....(森林課)...同
- 河川区域の変更による廃川敷地等.....(河川砂防課)...同
- 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...554
- 同.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
- 同.....(同)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...555
- 同.....(同)...同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)...同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部改正.....同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(税政課)...556
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...同
- 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)...同
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....(同)...557

大規模小売店舗の変更の届出.....	(同) ... 同
同	(同) ...558
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....	(教育委員会) ...559

正 誤

規 則

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第50号

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則(昭和34年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

第21条中「第11条第7項第2号」を「第11条第7項第3号」に改め、同条第27号の2の次に次の10号を加える。

(27)の3 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

(27)の4 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(27)の5 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

(27)の6 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

(27)の7 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(27)の8 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(27)の9 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(27)の10 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(27)の11 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要なものを集積し、又は貯蔵すること。

(27)の12 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第21条第28号中「第11条第3項第8号」を「第11条第3項第10号」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(28)の2 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(28)の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(28)の4 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(28)の5 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第21条第31号の次に次の16号を加える。

(31)の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(31)の3 森林の保護管理のために立ち入ること。

(31)の4 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(31)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(31)の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

- (31)の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- (31)の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- (31)の9 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (31)の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (31)の11 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (31)の12 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- (31)の13 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。
- (31)の14 条例第11条第3項第12号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- (31)の15 条例第11条第3項第12号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第11条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- (31)の16 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- (31)の17 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- 第23条中「第13条第7項第2号」を「第13条第7項第3号」に改める。
- 第24条中「第18条第4項」を「第25条第4項」に改める。
- 別記様式第7号(6)の次に次の1様式を加える。

様式第7号（6の2）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

特別地域内土石等集積（貯蔵）許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地	郡 町 大字 字 番地 市 村	地 目	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況			
集 積 (貯蔵) 物 の 種 類			
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法		
	土 地 使 用 面 積		
	関 連 行 為 の 概 要		
	集 積 (貯蔵) 設 備		
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮		
工 事 施 行 者	住 所	氏 名	
		電 話 番 号 ()	
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

- (注) 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
2 不要な文字は、抹消すること。

別記様式第7号(9)の次に次の2様式を加える。
様式第7号(9の2)

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地	郡 町 大字 字 番地 市 村	地 目	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況			
動 物 (卵) の 種 類			
施 行 方 法	捕 獲 (殺傷) (採取(損傷)) す る 数 量		
	捕 獲 (殺傷) (採取(損傷)) の 方 法		
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮		
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

- (注) 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
2 不要な文字は、抹消すること。

様式第7号（9の3）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

特別地域内指定地域内への立入り許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地	郡 町 大字 字 番地	市 村	地 目
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況			
立 ち 入 る 者 の 人 数 及 び 氏 名			
立 ち 入 る 経 路 又 は 範 囲			
立 ち 入 る 方 法			
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

(注) 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

別記様式第7号の2(1)中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「特別地域が」を「特別地域(湖沼、湿原、物)が」に改める。

別記様式第9号(表)中「第18条に規定する」を「第25条に規定する」に改め、同様式(裏)中「第18条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第410号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号	児童デイサービス事業所(こころ遊園) 寒河江市南町三丁目3番31号	児童デイサービス	平成15年3月20日
社会福祉法人川西町社会福祉協議会 東置賜郡川西町大字上小松2918番地の2	社会福祉法人川西町社会福祉協議会居宅介護事業所 東置賜郡川西町大字上小松2918番地の2	児童居宅介護	同
国立療養所米沢病院 米沢市大字三沢26100の1	国立療養所米沢病院 米沢市大字三沢26100の1	児童短期入所	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	慈丘園指定児童短期入所事業所 鶴岡市大字下川字窪畑183番地の5	児童短期入所	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘まつのみ寮指定児童短期入所事業所 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	児童短期入所	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘あさひ寮指定児童短期入所事業所 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	児童短期入所	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘こだま寮指定児童短期入所事業所 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	児童短期入所	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	吹浦荘児童短期入所事業所 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野南山21番地の14	児童短期入所	同
山形県 山形市松波二丁目8番1号	山形県立総合療育訓練センター 上山市河崎三丁目7番1号	児童短期入所	同
山形県 山形市松波二丁目8番1号	山形県立最上学園 新庄市松本55番1	児童短期入所	同
山形県 山形市松波二丁目8番1号	山形県立やまなみ学園 長井市今泉1812番地	児童短期入所	同
山形県 山形市松波二丁目8番1号	山形県立鳥海学園 飽海郡遊佐町大字藤崎字茂森14番178	児童短期入所	同

株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン上山ケアセンター 上山市二日町9番21号	児童居宅介護	同
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番地	知的障害者更正施設向陽園 山形市大字長谷堂字川原4687番地	児童短期入所	平成15年3月25日
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5番60号	ひまわり学園デイサービス事業所 米沢市中央六丁目1番45号	児童デイサービス	平成15年3月26日
社会福祉法人天童市社会福祉協議会 天童市老野森二丁目6番3号	天童市訪問介護サービス事業所 天童市老野森二丁目6番3号	児童居宅介護	平成15年3月28日
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市相生町二丁目3番80号	社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市相生町二丁目3番80号	児童居宅介護	同
社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 新庄市大手町2番60号	もみの木居宅介護事業所 新庄市大手町2番60号	児童居宅介護	同
有限会社ケアワーク新庄 新庄市上金沢町9番37号	ケアワーク新庄 新庄市上金沢町9番37号	児童居宅介護	同
社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 新庄市大手町2番60号	もみの木教室デイサービス事業所 新庄市堀端町2番40号	児童デイサービス	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	ホームヘルパーステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	児童居宅介護	同
社会福祉法人山形市社会福祉協議会 山形市城西町二丁目2番22号	山形市社会福祉協議会児童居宅介護事業所 山形市城西町二丁目2番22号	児童居宅介護	同
社会福祉法人ふじの里 東田川郡藤島町藤の花一丁目18番地1	指定訪問ヘルプサービスふじの花荘 東田川郡藤島町藤の花一丁目18番地1	児童居宅介護	同
社会福祉法人尾花沢市社会福祉協議会 尾花沢市新町三丁目2番5号	尾花沢市社会福祉協議会児童居宅介護事業所 尾花沢市新町三丁目2番5号	児童居宅介護	同
長井市 長井市ままの上5番1号	長井市すみれ学園 長井市花作町10番27-14号	児童デイサービス	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	たかだてホームヘルパーステーション 鶴岡市友江町23番14号	児童居宅介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	なえづホームヘルパーステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	児童居宅介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	とようらホームヘルパーステーション 鶴岡市大字三瀬字菖蒲田67番1	児童居宅介護	同

社会福祉法人牧人会 福島県西白河郡西郷町大字小 田倉字上上野原158番地1	山形ひかり学園 上市市金谷字金ヶ瀬1111番地	児童短期入所	平成15年3月31日
社会福祉法人長井市社会福祉 協議会 長井市館町北6番19号	長井市社会福祉協議会障害者 等指定居宅介護事業所 長井市館町北6番19号	児童居宅介護	同
社会福祉法人長井市社会福祉 協議会 長井市館町北6番19号	知的障害者授産(通所)施設 せせらぎの家 長井市成田1026番地1	児童短期入所	同
特定非営利活動法人山形らい ふめえと企画 山形市東原町二丁目16番42号 さつき荘1号室	自立支援センター山形らいふ めえと 山形市あかねヶ丘二丁目11番 16号	児童居宅介護	同
特定非営利活動法人すぎな 長井市森字和合654番地	NPO福祉支援センターすぎ な 長井市森字和合654番地	児童短期入所	同
特定非営利活動法人山形親子 療育支援ネットワーク 山形市三日町二丁目1番71号	すぎの子 山形市小白川町二丁目3番47 号 山形市福祉文化センター 内	児童居宅介護 児童デイサービス	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目8番 5号	株式会社コムスン山形北央ケ アセンター 山形市薬師町二丁目6番17号	児童居宅介護	平成15年4月8日
株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目8番 5号	株式会社コムスン天童ケアセ ンター 天童市東本町一丁目2番18号	児童居宅介護	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目8番 5号	株式会社コムスン新庄ケアセ ンター 新庄市金沢字前野2137番地6 号	児童居宅介護	同

山形県告示第411号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。
平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	辞退の効力 発 生 年 月 日
医療法人社団 斗 南 会	天童市大字久野本1056番地の3	平成15. 2. 5
細 谷 医 院	西村山郡河北町谷地幸45	同 2.17
白い森調剤薬局アスモ前店	西置賜郡小国町大字岩井沢834番4号	同 3. 7
メ デ ィ カ ほ し 薬 局	同 白鷹町十王5059番16号	同 3.14
小 野 医 院	長井市本町一丁目3番12号	同 3.26

山形県告示第412号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
小 田 薬 局	山形市東原町二丁目4番19号	平成15.2.19
河 北 調 剤 薬 局	西村山郡河北町谷地中央四丁目7番9号	同
健 康 堂 薬 局	寒河江市大字高屋字西浦429番地	同 2.17
び - く 調 剤 薬 局	山形市江俣四丁目7番22号	同 2.18
び - く 調 剤 薬 局 小 姓 町 店	同 小姓町1番37号	同
大 丸 薬 局	同 江俣五丁目4番12号	同 2.17
佐 藤 薬 局	寒河江市丸内一丁目1番47号	同 2.14
たんぼぼ調剤薬局南山形店	山形市大字片谷地121番地の15	同 2.13
小 野 薬 局	東村山郡中山町長崎124番地	同
紅 喃 調 剤 薬 局	山形市南原町三丁目19番町24号	同
マ ル ア イ 薬 局	天童市久野本三丁目16番16号	同 2.10
フ ァ ミ リ - 薬 局	山形市瀬波一丁目6番3号	同 2.14
寒 河 江 東 調 剤 快 晴 薬 局	寒河江市大字日田字五反202番2号	同 2.12
ひ の き 調 剤 薬 局	山形市桧町二丁目5番11号	同 2.14
タ ツ ミ 薬 局	天童市東芳賀一丁目1番5号	同
檜 の 木 薬 局 本 店	山形市あかねヶ丘二丁目10番56号	同 2.13
檜 の 木 薬 局 元 木 店	同 元木二丁目7番25号	同
檜 の 木 薬 局 桧 店	同 桧町二丁目6番22号	同
垂 石 薬 局	東村山郡山辺町大字山辺193番地	同 2.14
あ お ぞ ら 薬 局	山形市城西町二丁目4番1号	同 2.17
あ お ぞ ら 薬 局 か す が 店	同 春日町13番28号	同

鈴川調剤薬局	同 花楸一丁目19番20号	同
細谷医院	西村山郡河北町谷地辛45番地	同
大久保薬局	寒河江市本町二丁目4番19号	同 2.20
大久保薬局落衣店	同 落衣前2番3号	同
大久保薬局河北店	西村山郡河北町谷地田中4番1号	同
コスモス薬局高宮店	村山市楯岡五日町7番23号	同 2.19
コスモス薬局新町店	同 楯岡新町二丁目8番21号	同
コスモス薬局河北病院前店	西村山郡河北町谷地字月山堂375番地	同
樫の木薬局あかねヶ丘店	山形市あかねヶ丘二丁目10番45号	同 2.25
ゆうき調剤薬局	南陽市赤湯2875番5号	同 3.19
トラスト調剤薬局上山店	上市市八日町4番26号	同 3.6
ハヤシ薬局ヨークベニマル店	米沢市駅前三丁目1710番1号	同 3.12
十王調剤薬局	西置賜郡白鷹町大字十王5059番地の16	同 3.14
ゆうき薬局	東根市大字蟹沢1735番地の18	同 3.6
ウチウミ薬局	山形市鉄砲町二丁目9番52号	同 3.3
コスモ調剤薬局天童店	天童市南町二丁目10番55号	同 3.13
日本調剤遊佐町薬局	飽海郡遊佐町大字遊佐町前田83番1号	同 3.14
やの薬局	天童市本町二丁目1番29号	同
スマイル薬局天童東店	同 大字荒谷1973番1102号	同
スマイル薬局桜田店	山形市桜田東三丁目1番9号	同
大野胃腸科内科医院	天童市大字久野本1056番地の3	同 2.5
西村薬局	東村山郡山辺町191番地	同 3.2
尾花沢調剤薬局	北村山郡大石田町大字今宿字板橋890番地の5	同 4.2
クリックメルヘン	東村山郡山辺町大字大寺字竹の花1152番地の4	同 4.1

ク リ ニ ッ ク あ こ が れ	天童市大字荒谷1973番地の884	同
-------------------	-------------------	---

山形県告示第413号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人真室川町社会福祉協議会	真室川町ホームヘルプステーション 最上郡真室川町大字新町127番地の5	訪問介護	平成15.4.1
最上郡真室川町大字新町127-5番地	真室川町老人デイサービスセンター 最上郡真室川町大字新町127番地の5	通所介護	同

山形県告示第414号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人真室川町社会福祉協議会 最上郡真室川町大字新町127-5番地	真室川町老人介護支援センター 最上郡真室川町大字新町127番地の5	平成15.4.1

山形県告示第415号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鶴岡市農業共同組合 鶴岡市日吉町3番7号	J A 鶴岡げんき館デイサービスセンター 鶴岡市大字青竜寺字村下34番地1	通所介護	平成15.3.19
社会福祉法人幾久栄会 飽海郡八幡町小泉字前田50番地	グループホーム「幸楽荘」 飽海郡八幡町小泉字前田44番地	痴呆対応型共同生活介護	同 3.20
有限会社在宅福祉サービスひまわり 鶴岡市稲生町一丁目3番5号	グループホームひまわり 鶴岡市稲生町一丁目3番5号	痴呆対応型共同生活介護	同

山形県告示第416号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
庄内医療生活協同組合 鶴岡市双葉町13番45号	協立リハビリテーション病院 東田川郡榑引町大字上山添字神明前38	短期入所療養介護	平成15. 3.31
庄内医療生活協同組合 鶴岡市双葉町13番45号	協立大山診療所 鶴岡市大山二丁目26番3号	通所リハビリテーション	同

山形県告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

指定介護療養型医療施設の名称	所在地	辞退の効力発生年月日
協立リハビリテーション病院	東田川郡榑引町大字上山添字神明前38	平成15. 3.31

山形県告示第418号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.45%」を「年0.5%」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年3月19日から適用する。
- 平成15年3月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第419号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。
第4条の表中「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に、「年0.05パーセント」を「-」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年3月19日から適用する。
- 平成15年3月19日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第420号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.35パーセント」を「年2.25パーセント」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 平成15年3月19日から当分の間、第2条第2項第1号及び同項第2号イの規定は、適用しない。

附則第3項中「平成15年2月20日」を「平成15年3月19日」に、「利率を」を「利率から市町村による利子補給率を差し引いた利率を」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成15年3月19日から適用する。

山形県告示第421号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年3月19日から適用する。

2 平成15年3月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第422号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.20パーセント」を「年利率1.15パーセント」に改め、同条第2号イ中「年利率1.50パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.25パーセント」を「年利率1.20パーセント」に改め、同ロ(ロ)中「年利率1.35パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改める。

別表中

年1.35パーセント	年1.05パーセント
年1.20パーセント	年0.90パーセント
年1.05パーセント	年0.75パーセント
年1.30パーセント	年1.00パーセント
年1.05パーセント	年0.75パーセント

を

年1.20パーセント	年0.90パーセント
年1.05パーセント	年0.75パーセント
年0.90パーセント	年0.60パーセント
年1.15パーセント	年0.85パーセント
年0.90パーセント	年0.60パーセント

に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の規定は、平成14年11月22日から適用する。
- 改正後の第2条の規定は、平成14年11月22日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。
- 改正後の別表の規定は、平成14年11月22日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

山形県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	遠 田 保 夫	飽海郡松山町大字竹田字竹ノ下11番地
監 事	荘 司 勝 郎	酒田市大字手蔵田字村建 6 番地

山形県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齋 藤 隆	酒田市四ツ興野96番地
同	遠 田 保 夫	飽海郡松山町大字竹田字竹ノ下11番地
同	佐 々 木 亨	同 大字山寺字宅地152番地
同	荘 司 勝 郎	酒田市大字手蔵田字村建 6 番地

同	水 落 直 治	飽海郡平田町大字砂越字上川原 1 番地11
同	小 松 原 与 八	同 大字桜林58番地 1
同	庄 司 健 吉	酒田市大字生石字滝野沢71番地
同	岩 崎 直	飽海郡松山町大字大川渡字五反割 4 番地
同	鈴 木 敏 夫	酒田市大字小牧86番地
監 事	齋 藤 久 太 郎	飽海郡平田町大字山谷字三ヶ沢13番地
同	松 田 操	酒田市亀ヶ崎四丁目 3 番 2 号
同	長 堀 善 久	飽海郡松山町大字小見字桶掛34番地

山形県告示第425号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齋 藤 隆	酒田市四ツ興野96番地
同	岩 崎 直	飽海郡松山町大字大川渡字五反割 4 番地
同	庄 司 健 吉	酒田市大字生石字滝野沢71番地
同	鈴 木 敏 夫	同 大字小牧86番地
同	伊 藤 幹 雄	飽海郡平田町大字砂越字上川原441番地
同	佐 藤 清 人	同 大字郡山80番地
同	富 樫 賢 一	飽海郡松山町大字竹田字清水下26番地
同	佐 藤 良	酒田市大字大野新田字村南164
同	齋 藤 誠 一	飽海郡松山町大字山寺字宅地130番地の 2
監 事	齋 藤 久 太 郎	飽海郡平田町大字山谷字三ヶ沢13番地
同	松 田 操	酒田市亀ヶ崎四丁目 3 番 2 号
同	寒 河 江 繁	飽海郡松山町大字小見字早房19番地

山形県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営古郡地区土地改良（ため池等整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良（古郡地区ため池等整備）事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
藤島町役場
- 縦覧に供する期間
平成15年4月23日から同年5月23日まで
- その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第427号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により、林業労働力確保支援センターとして次のとおり指定した。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

- 名 称 財団法人山形県林業公社
- 住 所 山形市緑町一丁目9番30号
- 事務所の所在地 山形市緑町一丁目9番30号
- 指 定 年 月 日 平成15年4月4日

山形県告示第428号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土地部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

- 河川の名称
二級河川日向川水系日向川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年4月9日
- 廃川敷地等の位置
上流 八幡町草津字大坪2-2地先から
下流 八幡町草津字大坪5-2地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 711.83㎡

山形県告示第429号

次の開発行為は、完了した。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

- 許可番号
平成15年3月28日 指令村総建第5047号
- 開発区域に含まれる地域の名称
上市市四ツ谷二丁目483の一部、484-3の一部、505-1、504-4の一部、561、562-1、1717-1の一部、1813-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上山市八日町2 - 20
東林業有限会社

山形県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年4月18日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字柳川字細田247番29から 同 字久保1305番1まで		旧	44.5メートル と 4.0	メートル 3,070
			129.0メートル と 6.5	メートル 4,020
同	上	新	129.0メートル と 6.5	同 上

山形県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月18日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西目大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市大字西目字熊船221番から 同 123番1まで		旧	15.6メートル と 10.8	メートル 49
			17.2メートル と 10.8	同 上
同	上	新	17.2メートル と 10.8	同 上

山形県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月18日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市大字三瀬字鍋倉123番1から 同 字下降矢5番まで	旧	29.8メートル と 6.6	1,020メートル
同 上	新	24.6メートル と 6.6	同 上

山形県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月18日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 西目大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字西目字熊船221番から
同 123番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月18日

山形県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月18日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字三瀬字鍋倉123番1から
同 字下降矢5番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月18日

山形県告示第435号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

氏 名	住 所	売りさばき所の所在地	廃止年月日
近 野 栄 次	米沢市中央三丁目4番17号	同 左	平成15. 4. 1

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月18日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第4第1項に次の1号を加える。

(12) 臨床工学技士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車税分配情報仕様変更に伴う自動車税電算システム修正業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部税政課税務電算係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 58,275,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 おいたまサロン
 - (2) 代表者の氏名
竹田 仁
 - (3) 主たる事務所の所在地
山形県米沢市門東町三丁目1番47号
 - (4) 定款に記載された目的
当法人は、置賜地方3市5町の全ての人を対象に、助け合いの精神に基づき、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年5月18日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマザワ寒河江プラザ店

寒河江市大字寒河江字横道65番1外

2 意見の概要

交通渋滞及び騒音の防止、廃棄物処理等について、届出内容のとおり適正な対処をすること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要及び同法第8条第2項の規定により述べられた大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成15年5月18日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

1 意見に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄駅東ショッピングタウン

新庄市金沢字沖1068番5外

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の概要

(1) 意見を聴取した市町村

新庄市

(2) 意見の概要

イ 交通渋滞及び交通安全について

アクセス道路の交通量を考慮し、開店日やセール時等の交通混雑が想定される時には、案内板、チラシ等で経路等の周知を図るとともに、警備員を駐車場への出入の場所のみならず適所に配置し、交通の混雑緩和及び安全確保に努めること。

ロ 騒音対策について

営業宣伝活動、BGMの使用等が、周辺住民に迷惑な騒音とならないよう努めること。また、夜間における騒音及び店舗照明等が周辺住民への迷惑とならないよう留意すること。

ハ 廃棄物について

廃棄物の減量化及びリサイクルへの配慮等の環境保全に努めること。

ニ 生活環境の保持の継続について

開店後も継続して、周辺的生活環境の保持に努めること。

ホ 街並みづくりについて

商工会議所及び商店会等と協力し、植樹等により適切な街並みづくりに努めること。

3 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見書を提出した者

新庄商工会議所

(2) 意見の概要

イ 周辺道路における渋滞及び事故の防止のため、駐車場出入口に交通整理員を配置すること。

ロ 国道13号線における歩行者の交通安全上の対策を講ずること。

ハ ごみ、廃油等の減量化推進等による環境保全対策を講ずること。

ニ 営業に付随するあらゆる騒音対策を講ずること。

ホ 植樹等により適切な街並みづくりに努めること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年8月18日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 原田 昭彦

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 原田 昭彦

その他は未定

(変更後) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 原田 昭彦

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号

代表取締役 鶴羽 樹

有限会社山形式萬圓堂 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号

代表取締役 鈴木 由喜雄

4 変更年月日

平成15年3月31日

5 届出年月日

平成15年3月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年8月18日まで知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年8月18日まで縦覧に供する。

平成15年4月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 原田 昭彦

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ハ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻	備考
マックスバリュ東北株式会社	午前9時	午前0時	年間5日は、開店時刻午前6時30分 閉店時刻午前0時。年間30日は、開 店時刻午前8時閉店時刻午前0時
その他の小売業	午前9時	午後10時	

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻	備考
マックスバリュ東北株式会社	終日営業		
株式会社ツルハ	午前9時	午後10時	
有限会社山形式萬圓堂	午前10時	午後7時	

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から午前0時30分まで、
年間30日は午前7時30分から午前0時30分まで

(変更後) 終日

4 変更年月日

(1) 3の(2)に掲げる事項(株式会社ツルハ及び有限会社山形式萬圓堂に係るものを除く。)

平成15年4月1日

(2) (1)以外の事項

平成15年12月1日

5 届出年月日

平成15年3月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年8月18日まで知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月18日

山形県教育センター所長 野 口 一 雄

1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

山形県教育センターコンピュータシステムの賃貸借及び保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育センター総務課 天童市大字山元字犬倉津2515番地 電話番号023(654)2155

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 30,712,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
平成15. 3.28	第1426号	362	11

誤

別表第2中

(10) 男子職員が生後満1年に達しない子を育てる場合(管理者が定める場合を除く。)	1日2回各30分以内で必要と認められる期間
--	-----------------------

を

(10) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合(管理者が定める場合を除く。)	1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、1回に取得できる期間は、30分、45分又は60分とし、2回分を連続して取得することもできるものとする。
--	---

に改める。

正

別表第3中

(10) 男子職員が生後満1年に達しない子を育てる場合(管理者が定める場合を除く。)	1日2回各30分以内で必要と認められる期間
--	-----------------------

を

(10) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合(管理者が定める場合を除く。)	1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、1回に取得できる期間は、30分、45分又は60分とし、2回分を連続して取得することもできるものとする。
--	---

に改める。

同 4. 1 第1427号 379 下から1

所	
住	

所	
住	

別紙

同 同 381 下から1

所	
住	

所	
住	

別紙

同

同

383

下から1

住	所
---	---

別紙

住	所
---	---

平成15年4月18日印刷
平成15年4月18日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056